ビル新聞

株式会社ビル新聞社
本社
〒145-0062
東京都大田区北千束2-20-7-406
TEL.03(3729)7595
FAX.03(3729)7617
購読料 月：2,263円 年間：25,715円
発行 毎月3回 月曜日
http://www.bilshinbun.com/

入管法改正案、国会で審議

外国人労働者の受け入れを拡大

新たな在留資格を新設

政府は11月2日、外国人労働者の受け入れを拡大する入管法（出入国管理及び難民認定法）の改正案を閣議決定し、開会中の臨時国会に提案した。新たな在留資格として「特定技能」を創設。人材確保が困難で受け入れの要望が強い産業分野を対象に、中長期にわたる日本での外国人労働者の就労を可能にする。対象業種は法務省令で定めることとしているが、現在ビルクリーニング業を含む14業種を中心に検討が進められている。政府は来年4月の施行を目指すが、受け入れ態勢が整わない中で制度を立ち上げた場合、外国人労働者だけでなく産業界にとっても混乱を招くことになりかねず、慎重な議論が求められる。

新たに創設する在留資格は「特定技能1号」と「特定技能2号」。1号は「相当程度の知識または経験を必要とする技能を要する業務に従事する活動」が対象で、在留期間は最長5年間。家族の在留は認められない。2号は「熟練した技能を要する業務に従事する活動」が対象。在留期間は5年だが更新も可能とする方向で検討されており、扶養する配偶者や子の在留も認められる（在留資格は「家族滞在」）。「1号」から「2号」への変更や「技能実習」から「特定技能」への在留資格（在留期間を含む）の変更も可能とする方針だ。

法案によると、政府がまず制度の意義や求められる人材など分野横断的な事項を示す「基本方針」を策定。基本方針に基づき法務大臣・業所管大臣等が対象となる産業分野、人材不足の状況（受け入れ規模等）、求める人材の基準などを盛り込んだ「分野別運用方針」を策定する。

新しい在留資格による受け入れ見込み人数

業種	初年度	5年目までの累計
建設業	5000～6000	30000～40000
造船・舶用工業	1300～1700	10000～13000
介護	5000	50000～60000
農業	3600～7300	18000～36500
漁業	600～800	7000～9000
外食業	4000～5000	41000～53000
宿泊業	950～1050	20000～22000
飲食料品製造業	5200～6800	26000～34000
自動車整備業	300～800	6000～7000
航空業	100	1700～2200
素形材産業	3400～4300	17000～21500
産業機械製造業	850～1050	4250～5250
電気・電子情報関連産業	500～650	3750～4700
ビルクリーニング業	2000～7000	28000～37000
合計	32800～47550	262700～345150

受け入れ機関（特定技能所属機関）は外国人労働者と、日本人と同等以上の報酬や差別的待遇の禁止など省令で定める基準に適合した雇用契約（適合特定技能雇用契約）を締結し実施するとともに、外国人労働者が安定的かつ円滑に活動できるよう省令に適合した職業生活上・日常生活上・社会生活上の支援計画を作成し実施しなければならない。

ただし支援計画の実施は、出入国在留管理庁に登録した登録支援機関に委託できる。出入国在留管理庁は、現行の法務省入国管理局を外局に移管・新設するもので、目的を現状の「出入国の公正な管理」から「出入国及び在留の公正な管理」に改め長官が置かれる。

日本人の雇用への影響を防ぐため、特定産業分野の所管大臣は必要人材が確保されたと判断した場合、一時的に「在留資格認定証明書」の交付停止を法務大臣に求め、法務大臣が一時停止を決定できることとしている。

「特定技能」の対象となる特定産業分野は、現時点で要望が出されている14分野を中心に選定する方針。14分野にはビルクリーニング業や宿泊業も含まれている。（公社）全国ビルメンテナンス協会では、「正式に要望書を提出したわけではないが、業界の人材不足は深刻な状況にあり、特定産業分野としての指定を受けるべく対応しているのは事実」としながらも、具体的な制度が定まらない中、実際に外国人労働者を受け入れるには越えなければならないハードルも多く、拙速な対応は避けたい考えだ。

今回の制度改正は官邸主導、法務省主管で進められており、各業界との折衝は主務官庁を通して行われている模様。法案に対しては、在留期間、求める技能等の水準、在留期間の更新条件など、具体的な内容が明らかにされていないことに加え、「外国人技能実習制度で様々な問題が発生している現状を見れば受け入れ態勢が不十分なのは明らか」「外国人労働者を労働力需給の調整弁としてしか捉えていない」「移民政策につながる」など、様々な立場からの反論や懸念が示されている。

政府は来年4月1日の施行を目指す方針で、施行3年経過後の見直し規定も盛り込まれているが、こうした異論に十分な検討を加えないまま〝制度導入ありき〟で進むことは、労働市場のみならず社会にも悪影響を与えることになりかねない。

本紙掲載の記事・写真・図版等の無断転載を厳禁します。
©㈱ビル新聞社

派遣労働者実態調査

半数が派遣以外望む

正社員転換制度は未整備

厚生労働省は先頃、2012年以来5年ぶりとなる「平成29年派遣労働者実態調査」の結果をまとめた。調査は2017年10月1日時点の状況について、常用労働者5人以上の約1万7000事業所（有効回答率59・5％）と、そこで働く派遣労働者約1万4000人（同62・0％）を対象に実施。2015年9月に成立した改正労働者派遣法施行前後の変化の把握も目的としている。

調査によると、派遣労働者以外の就業形態で働きたいと考えている派遣労働者が半数近くおり、その8割は正社員を希望している一方で、派遣労働者を正社員に採用する制度がある事業所は13・1％にとどまっていることがわかった。

【事業所調査】

派遣労働者が就業している事業所は12・7％（前回2012年調査比1・9ポイント増）で、全労働者に占める派遣労働者の割合は3・2％（同0・4ポイント増）。

業務は「一般事務」33・1％、「事務用機器操作」19・1％などが多く、「受付・案内」は10・0％、「建築物清掃」は2・7％、「建築設備運転、点検、整備」は1・9％、「駐車場管理等」は0・2％。

派遣労働者を就業させる理由は、「欠員補充等必要な人員を迅速に確保できる」73・1％（同8・5ポイント増）、「一時的・季節的な業務量変動への対処」35・8％（同0・9ポイント減）が多い。

受け入れない理由としては、「今いる従業者で十分」59・4％（同7・5ポイント減）、「費用がかかりすぎる」25・6％（同2・1ポイント増）、「他の就業形態の労働者を採用している」22・1％（同3・2ポイント増）が多い。

契約期間は「2カ月超3カ月以下」46・7％、「3カ月超6カ月以下」21・0％で、半年以下が8割を占めるが、通算派遣期間は「1年超3年以下」34・6％、「3年超」18・2％が多く、契約更新が繰り返されている現状が見てとれる。

過去1年間に派遣契約の中途解除があった事業所は14・0％（同5・9ポイント減）で、契約解除した労働者の雇用安定措置を講じたのは4・6％。措置の内容では「別の就業機会を提供」49・0％、「契約期間終了までの派遣料金全額を派遣元に支払った」20・4％が多かった。

（続きは2面に掲載）

派遣労働者を就業させる理由（事業所調査）　単位：％

理由項目	29年調査	24年調査
一時的・季節的な業務量変動への対処	35.8	36.7
欠員補充等必要な人**員**を迅速に確保	73.1	64.6
常用労働者数を抑制	7.4	14.6
雇用管理の負担軽減	12.2	14.9
社内の活性化	4.8	3.3
専門性を活かした人材の活用	23.7	34.2
自社で養成できない労働力を確保	13.5	10.2
軽作業・補助的業務等	24.5	25.2
勤務形態が常用労働者と異なる	4.3	4.7
その他	3.1	5.7

直撃インタビュー「そこが聞きたい」

非常用発電設備の点検

1年に1回は30％以上の負荷点検の実施を

近藤豊嗣氏（一社・日本エネルギー設備保安推進協会代表理事）

今年は6月の大阪北部地震、そして9月には北海道を襲った震度7の大地震、また西日本の集中豪雨と日本列島は例年以上に自然災害の猛威に見舞われた。そんな時、必ず問題となったのが「停電」による電力供給の停止だ。折しも6月には、総務省消防庁から自家発電点検設備の点検方法の改正が告示された。長年、非常用発電機の負荷試験の普及・啓蒙活動に取り組んできた（一社）日本エネルギー設備保安推進協会（JESA）の近藤豊嗣代表理事（㈱辰巳菱機代表取締役社長）に、今回の改正点を含めた非常用電源の負荷試験の在り方を聞いた。

非常用発電機は、建物の運用にかかわらず法規に基づいて設置する場合と、停電時の建物運用計画より必要容量を算定して設備を自主的に導入する場合がある。法規に基づいて設置する場合は、電気設備技術基準・建築基準法・消防法によるもので、建物の種類・規模によって停電時に電源を供給すべき負荷設備（消火用ポンプ、非常用エレベーター、非常照明など）に供給する。

今回告示された点検方法の改正は、このうちの消防庁から告示されたものだ。たとえば火災が発生し、屋内消火栓やスプリンクラー設備などの消火設備を運転している最中に、停電が起こったらどうなるか？　自家発電設備が起動し、40秒以内に電圧を確立し、屋内消火栓やスプリンクラー設備へ電源を供給する。

しかし、自家発電設備から屋内消火栓、スプリンクラー設備へ電力を送る配線等に不具合があった場合はどうなってしまうだろうか？　残念ながら自家発電設備が起動しても屋内消火栓やスプリンクラー設備は停止してしまう。だから、そのような事態に陥らないためにも実際に自家発電設備からの電力で屋内消火栓やスプリンクラー設備を動かす実負荷点検が必要なのだ。

とはいえ、負荷運転を実施する時、商用電源を停電させなければ実負荷による点検ができなかったり、また屋上や地階など自家発電設備が設置されている場所によっては擬似負荷装置の配置が困難で、装置を利用した点検ができない場合がある。それらの問題を解消するために、従来の点検方法の在り方を科学的に検証し、今回の改正となった。改正のポイントは、大きく分けて次の4つだ。

（続きは2面に掲載）

負荷試験の様子

近藤豊嗣氏略歴

1951年、東京都江東区生まれ、69年、アイワ㈱入社。72年、父と発電設備の設置工事を開始、翌73年、辰巳菱機を設立。95年に父が他界した後、同社代表取締役社長に就任。現在では、日本中の原発やインフラ設備の非常用発電機の能力を確認する負荷試験装置の製造・販売・レンタルを営む。2014年、復学して東京電機大学工学部卒。16年12月、ネパール工科大学客員教授に就任。（一社）日本エネルギー設備保安推進協会の代表理事も務める。

非常用発電機 e-ダミーテスト（1/3負荷試験）『ニッポンの“あんしん”』を守ります
一般社団法人 日本エネルギー設備保安推進協会 JESA

L-3SV
携帯用負荷試験装置
（JESA認証）
L-3SV
サーバーラックに対応！
小型・軽量で一人でも
持ち運び楽々!!
200V 24kW 34kg!!
※お気軽にお問合せください。

H-60-U シリーズ
高圧用負荷試験装置
（JESA認証）
写真はH-30-U
6600V（240～600kW）
省スペースでも操作性抜群!!
様々な環境下の負荷試験にも
対応いたします!!
※お気軽にお問合せください。

LPガス発電機
200/100V 5.5kVA
（JESA推奨）
ガソリンのハイブリッド
防災用に集会所等で
お役に立ちます!!
販売価格378,000円（税別）
※お気軽にお問合せください。

負荷試験全国シェアNo.1 TATSUMI『ニッポンの“あんぜん”』を支えます
株式会社 辰巳菱機　〒136-0074 東京都江東区東砂6-12-5　TEL:03-3648-3174 FAX:03-5635-7771　http://ttmrk.co.jp

入札情報サービス ビル新聞!
入札王
をご利用のすべての方に落札情報をお届けします。
落札王子
ビルメンの入札情報をメールでお届けします!
無料トライアル好評受付中!
お問い合わせは・・・・・・
(03)3729-7595
ホームページからも申込みができます!!
www.bilshinbun.com/

快適で安全な都市空間の創造をめざす 東洋実業グループ

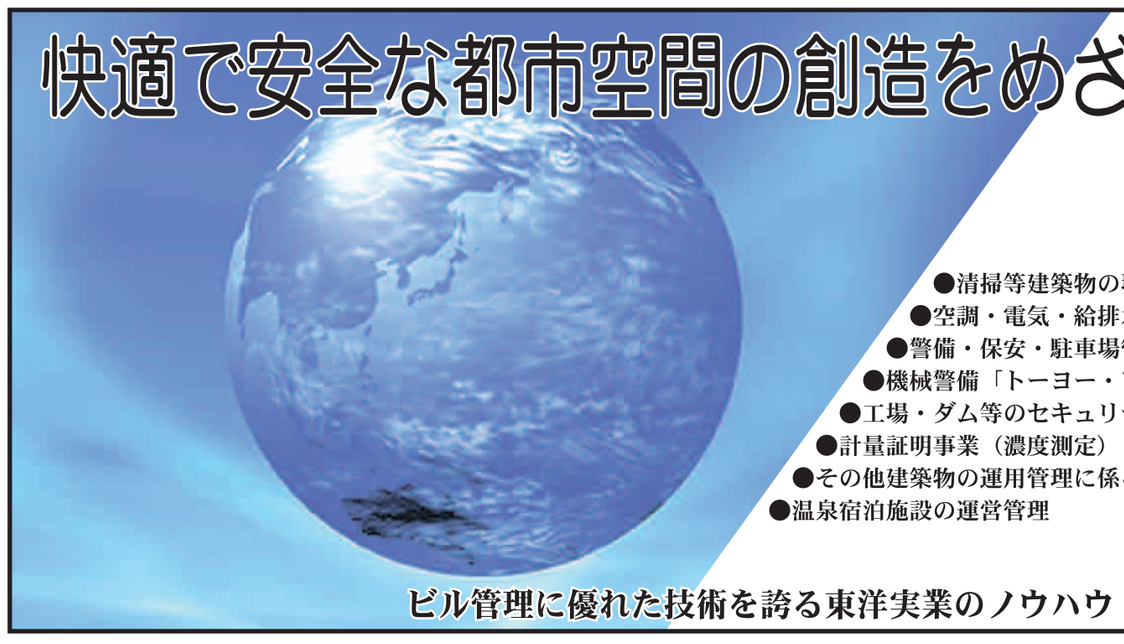

●清掃等建築物の環境衛生管理
●空調・電気・給排水系統等諸設備の保守管理
●警備・保安・駐車場管理
●機械警備「トーヨー・アラームシステム」による防犯・防火
●工場・ダム等のセキュリティ
●計量証明事業（濃度測定）
●その他建築物の運用管理に係る一切の業務
●温泉宿泊施設の運営管理

本　社／札幌市中央区北6条西22-2-7(東実ビル)　☎(011)612-1911
東京支店／東京都新宿区西新宿1-26-2(新宿野村ビル)　☎(03)3345-0531
支　社／埼玉
営業所／函館・室蘭・苫小牧・千歳・恵庭・小樽・余市・岩内・石狩・岩見沢・旭川・深川・士別・富良野・帯広・北見・釧路
海外事業／TOYOJITSUGYO (SINGAPORE) PTE., LTD.
TOYO SECURITY&BUILDING MANAGEMENT(HONG KONG)LTD.
TOYOJITSUGYO (MALAYSIA) SDN. BHD.

株式会社 東洋実業
ビル管理に優れた技術を誇る東洋実業のノウハウ・技術が確かな明日を創ります。

ビルメンテナンス　建設

派遣労働者実態調査

半数が派遣以外望む

正社員転換制度は未整備

1面関連

「過半数労働組合がある」事業所は25・7%、「過半数労働者代表がいる」は35・9%で、「過半数代表者がいない」は23・9%、「わからない」が10・9%。

法改正後に締結された派遣契約について、派遣期間を延長するため過半数労働組合等から意見聴取を「した」のは21・6%、「していない」は60・9%。

意見聴取をした事業所の派遣期間延長が必要な理由は、派遣労働者を就業させる理由とほぼ同様の傾向を示している。

派遣労働者を正社員にする制度がある事業所は13・1%(同0・1ポイント増)で、過去1年間に正社員にした実績があるのは1・5%、実績なしが11・5%。83・8%の事業所は制度がないとしているが、1・5%は過去1年間に正社員への転換実績があった。

紹介予定派遣を利用したことがあるのは6・8%で、57・8%は「制度を知らない」と回答している。

登録型が増加 平均時給は1363円

【派遣労働者調査】

派遣労働者の年齢は「40～45歳」が16・5%で最も多く、30～40歳代が56%を占めている。生活を賄う収入源は「自分自身の収入」が71・6%、「配偶者の収入」が18・8%。学卒後初めて就いた仕事の就業形態は「正社員」が73・6%で、「派遣労働者」は8・5%にとどまっている。

派遣の種類は「登録型」が53・9%(前回調査比6・1ポイント増)、「常用雇用型」が46・1%(同6・1ポイント減)で、前回調査時と比率が入れ替わっている。登録型の派遣労働者が登録している派遣元の数は「1か所」が58・1%、「2か所」が14・2%、「3か所」が10・5%。これまで働いた派遣先の数は「1か所」が42・7%、「2か所」が19・9%で多いが、10か所以上も3%を超えている。

現在の派遣元との労働契約の期間は「2か月超3か月以下」24・0%に次いで、「期間の定めはない」20・9%が多く、登録型では前者が、常用雇用型では後者が多くなっている。派遣先での予定派遣期間は「2か月超3か月以下」が登録型32・7%、「常用雇用型」20・6%で、ともに最多となっている。

現在の派遣先における同一組織での継続就業期間は「1年超3年以下」45・2%、「6か月超1年以下」20・2%が多く、同一組織での契約更新回数は「4回以上」40・0%、「0回」17・8%、「1回」12・7%などとなっている。

賃金(時給換算)は「1000～1250円」35・5%(同5・6ポイント増)、「1250～1500円」21・1%(同0・9ポイント増)、「1000円未満」14・5%(同5・7ポイント減)など。平均は1363円(同12円増)で、登録型は1296円、常用雇用型は1442円。賃金に「満足している」は34・1%(同0・8ポイント減)、「満足していない」が39・1%(同4・0ポイント増)。満足していない理由では「派遣先の同一業務の直接雇用労働者より低い」26・7%、「業務量に見合っていない」24・1%、「自分の能力や職務内容に見合っていない」21・5%などが多い。

「賞与・一時金」がある派遣労働者は19・5%、「昇給」があるのは15・0%、「通勤手当」があるのは50・8%。社会保険の加入割合は「雇用保険」が84・8%、「健康保険」が82・2%、「厚生年金保険」が80・2%。妊娠・出産・育児・介護に配慮した休暇制度等が「ある」のは27・0%、「ない」は12・3%で、54・0%は「わからない」と回答している。

制度等がある割合は「産前・産後休暇」23・5%、「育児休業制度等」21・4%、「介護休業制度等」16・1%、「時差通勤・勤務時間の短縮等」12・2%、「業務負担軽減」10・2%など。

派遣元に要望が「ある」のは51・7%(同2・9ポイント増)で、内容は「賃金制度の改善」55・8%(0・7ポイント減)、「継続した仕事の確保」31・6%(同11・0ポイント減)、「派遣先への直接雇用の依頼」23・2%(前回項目なし)、「契約が中途解除された場合の派遣先確保」20・6%(同5・3ポイント減)など。

派遣先に要望が「ある」のは38・1%(同1・5ポイント増)で、内容は「派遣契約期間の延長」29・9%(同7・8ポイント減)、「指揮命令系統の明確化」22・9%(同3・1ポイント減)、「年次有給休暇をとりやすく」21・9%(同1・9ポイント増)など。前回調査時に比べ迅速な苦情処理(13・2%)や職場環境の改善(16・8%)への要望が増加している。

今後の働き方で「派遣労働者」を希望したのは26・8%、「派遣労働者以外」が48・9%。派遣労働者以外を選択した者の希望する就業形態は「正社員」が80・8%、「パート」など正社員以外」が11・0%。正社員希望者の就業希望場所は「今の派遣先」が45・9%、「今の派遣先以外」が34・9%だった。

派遣労働者を希望した者のうち「無期労働契約」を希望したのは71・0%、「有期労働契約」を希望したのは24・8%、「短期・単発の仕事中心」を希望したのが2・0%となっている。

今後の働き方の希望(派遣労働者調査)　単位:%

希望内訳	計	男	女	登録型	常用雇用型
派遣労働者以外	48.9 (100.0)	44.4 (100.0)	53.3 (100.0)	50.9 (100.0)	46.6 (100.0)
正社員として	(80.8)	(86.6)	(76.2)	(78.5)	(83.8)
今の派遣先	(45.9)	(48.5)	(43.9)	(46.0)	(45.8)
今の派遣先以外	(34.9)	(38.1)	(32.3)	(32.5)	(38.0)
パート等として	(11.0)	(5.3)	(15.6)	(12.5)	(9.0)
無期契約、今の派遣先	(6.8)	(3.6)	(9.3)	(8.2)	(5.0)
無期契約、今の派遣先以外	(2.9)	(1.1)	(4.4)	(3.2)	(2.5)
有期契約、今の派遣先	(0.8)	(0.1)	(1.3)	(0.6)	(0.9)
有期契約、今の派遣先以外	(0.5)	(0.5)	(0.5)	(0.5)	(0.6)
その他	(7.8)	(7.9)	(7.8)	(8.5)	(6.9)
派遣労働者	26.8 (100.0)	23.7 (100.0)	29.8 (100.0)	28.7 (100.0)	24.4 (100.0)
無期契約で	(71.0)	(70.9)	(71.2)	(69.7)	(72.8)
今の派遣先	(53.0)	(53.8)	(52.4)	(48.6)	(59.1)
いろいろな派遣先	(18.1)	(17.1)	(18.8)	(21.2)	(13.8)
有期契約で	(24.8)	(27.0)	(23.1)	(24.7)	(25.0)
今の派遣先	(16.3)	(20.3)	(13.2)	(16.1)	(16.6)
いろいろな派遣先	(8.5)	(6.7)	(9.9)	(8.6)	(8.4)
短期・単発中心で	(2.0)	(1.2)	(2.7)	(2.5)	(1.4)
その他	(2.1)	(1.0)	(3.1)	(3.2)	(0.8)
その他	22.9	29.8	16.2	18.9	27.7

カッコ内は内数。

着工が決定した主な建築物件

本社・調査企画室調べ

(施主・工事名・構造規模・設計者・施工者・完成予定の順)

●東京建物、住友不動産、野村不動産、近鉄不動産、住友商事、東急不動産＝仮称・さいたま新都心Ⅲ街区計画(埼玉県・共同住宅)、鉄筋コンクリート造15F31,809㎡、設計施工は長谷工コーポレーション、完成は2022年3月。

●国立大学法人千葉大学＝千葉市標識設置情報(千葉県・文教施設)、鉄骨造、鉄骨鉄筋コンクリート11F40,932㎡、設計は山下設計・清水建設共同企業体、施工は清水建設千葉支店、完成は2021年1月。

●総合住宅建設事業協同組合＝仮称・中町4丁目プロジェクト(東京都・共同住宅)、鉄筋コンクリート5F2,354㎡、設計はクレオ一級建築士事務所、完成は2019年10月。

●三菱UFJ信託銀行＝仮称・北馬込一丁目計画(東京都・高齢者施設)、鉄筋コンクリート造3F3,404㎡、設計は東洋建設一級建築士事務所、施工は東洋建設関東建築支店、完成は2019年12月。

●第一リアルター＝仮称・浅草橋Ⅲホテル計画新築工事(東京都・ホテル)、鉄骨造12F2,828㎡、設計はエムエーシー一建築事務所、完成は2019年12月。

●ユニカ＝仮称・ユニカ町田新築工事(東京都・遊技場、店舗)、鉄骨造、鉄筋コンクリート造B2F／7F7,764㎡、設計は田村設計、完成は2020年1月。

●社会福祉法人東京武尊会＝仮称・江古田園新築工事(東京都・高齢者施設、保育施設)、鉄筋コンクリート造3F5,999㎡、設計は総合建築設計センター一級建築士事務所、完成は2020年1月。

●住協建設＝仮称・南六郷3丁目計画新築工事(東京都・共同住宅)、鉄筋コンクリート造5F2,791㎡、設計はグローバン企画、完成は2020年1月。

●パラダイスリゾート＝仮称・船堀七丁目マンション新築工事(東京都・共同住宅)、鉄筋コンクリート造8F4,538㎡、設計は谷口建築企画、完成は2020年3月。

●日本下水道事業団＝下水送水施設(東京都・下水送水施設)、鉄筋コンクリート造B2F／2F3,450㎡、設計は日本下水道事業団建築設計課、完成は2023年7月。

●守谷商会＝仮称・新横浜駅前ホテル新築工事(神奈川県・ホテル)、鉄骨造B1F／10F2,426㎡、設計は空間システム研究所、完成は2020年3月。

●大和地所レジデンス＝仮称・相模原市南区上鶴間本町一丁目計画(神奈川県・共同住宅)、鉄筋コンクリート造14F3,210㎡、設計はエフティー建築設計事務所、完成は2020年11月。

直撃インタビュー「そこが聞きたい」

非常用発電設備の点検

1年に1回は30%以上の負荷点検を

1面関連

近藤豊嗣氏(一社・日本エネルギー設備保安推進協会代表理事)

❶総合点検における運転性能の確認方法は、以前の負荷運転のみから、改正後は負荷運転に内部観察等を追加。❷負荷運転の実施周期を1年に1回から、改正後は運転性能の維持に係る予防的な保全策が講じられている場合は6年に1回に延長。❸負荷運転が必要な自家発電設備は、以前は全ての自家発電設備に負荷運転が必要だったが、改正後は原動機にガスタービンを用いる自家発電設備の負荷運転は不要。❹換気性能点検は負荷運転時ではなく、無負荷運転時等に実施するように変更。

この文面だけを見ると改正で規則が緩められたと感じる人もいるかもしれないが、実際は違う。❶の内部観察や❷の予防的な保全策にはそれぞれ細かい規定があり、クリアするには何枚も書類を提出しなければならず、煩雑な手続きとなる。よく内部観察や予防的な保全策の概算コストを出してほしいと言われることがあるが、発電機の設置状況や場所や年数を現地調査しなければ出すことは難しい。❸のガスタービンエンジン(回転運動)の自家発電機はディーゼルエンジン(ピストン運動)のものと比べ、燃料の完全燃焼が得られやすく、燃料室などにカーボンの付着がほとんどないことが今回の措置に繋がった。また❹の換気性能の確認は、これまで負荷運転時の温度によって確認するとされてきたが、それよりも無負荷運転時の自然換気口や機械換気装置の確認の方が必要であることが検証データ等で確認された。

とはいえ、注意しなければならないのが、前出の内部監察等の点検は、「発電できる」ということを保証するものではないということ。自家発電設備の構造上、エンジンは動いているのに発電できないという事態は十分に想定できる。また前述した通り、内部監察はシリンダーヘッドを開けるなど実質的にオーバーホールに近い作業となるため、通常の負荷運転よりも手間・時間・コストがかかってしまうという可能性もある。

新しい報告書で必要となった具体的な記載

非常用発電機はこれまで負荷をかけて点検をすることは少なく、ほとんどが無負荷による点検だった。そのため電源供給時に稼働しないケースもあったようだ。現実に東日本大震災の時には非常用電源のいくつかが稼働しない事例もあった。非常用発電機は普段、運転する機会がほとんどないため、急に動かすと様々な不都合を生じる。車も空ふかしだけでは、いざ動かそうとした時に馬力が出ない。だから、発電機も日頃から適正な負荷をかけておかないと、いざという時に役に立たないのだ。

消防法で定められている負荷運転は、消火活動に必要なスプリンクラーや消火栓ポンプを動かすための運転状況や換気状況を確認するもの。自家発電設備の定格出力が、加圧送水装置の出力を上回っていれば、スプリンクラーや消火栓は稼働し、消火活動ができる。ところが、無負荷(空ふかし)運転点検だけを行っていると、ディーゼルエンジン内にカーボンが堆積される。そのため1年に1回は30%以上の負荷運転を行い、堆積されたカーボンを燃焼排出させておく必要があるのだ。

30%というと負荷としては低いと感じる向きもあるだろうが、発電機というのは長時間回す場合は半分くらいの動力で回しているので、30%くらいでも特に問題はない。時間は30分～1時間くらいだが、1時間やる方が望ましい。発電機の本来の性能検査のためには、より高い負荷をかけた方が良いが、この数字はあくまで消防法に則った消防設備の発電機を対象としたもので、北海道地震の時に起きた大規模停電(ブラックアウト)のような緊急時に3日間72時間のBCP(事業継続計画)対策に対応できるものではない。

現在、消防用発電機の設置登録台数は25万台くらいだが、平成14年から消防法の中で30%以上の負荷点検が推奨されていたにもかかわらず、そのうちの8割くらいは負荷運転を実施していなかった。そんな状況の中、民泊の需要に対応するため、消防庁は6月1日に「消防法規則等の一部を改正する省令」を告示した。これにより、これまでは自家発電機の点検結果報告書には負荷運転の有無だけを○印で記載するだけでよかったが、新しい報告書では実施年月日、具体的な消費電力の数値、機器の種別、容量等を記入することが必要となった。これは、今回の改正によって実質的な報告義務が生じたことを意味する。

大阪北部地震以降は各病院に非常用設備も含めた一斉点検の通知が出ている。万一に備え点検はしっかりやっておこうという空気は以前より出てきているが、ビル所有者の認識の違いや対応の違いが多い現実の中で、消防本部単位での今回の改正についての積極的な啓蒙活動が行われることを切に望みたい。

昭和49年6月1日に消防法が改正され、一定規模以上の建築物には非常用発電設備の設置が義務づけられ、日本各地の施設では発電設備の一斉導入が図られた。しかし、負荷点検は導入時に行われるのみで、その後は放置され続けてきた。

その後、阪神淡路大震災、東日本大震災と大きな災害を経験し、負荷試験の重要性がクローズアップされるようなった。しかしマンションでは、現在でも大型の物件でなければ非常用発電機は設置されていない。

非常用発電機と聞くと「非常時に使える」というイメージを持っている人々はまだまだ多い。しかし、普段から使っていないと緊急時には使いものにならない。また災害は、何時、何処で起きるかわからない。そういう意味で、非常用電源の負荷点検を日頃から行っておくことは非常に重要であると考えている。

美智子のちょっとピリイン PART❷

塩分

詩人 大林 美智子

ここ何年か、悩み続けてきたことがある。ピンポイントで足指がツるのだ。歩いていてツる。靴を脱ぎ、スリッパにはきかえてツる。そのスリッパをぬいで畳を歩いてツる。

正座したとたんツる。ズボンに脚を通している途中でツる…。生活のあらゆる場面で、予告なくやってくるのだ。50代最後半に、ストレスから座骨神経痛を発症した。そのせいかと思って泣き暮らしていたが、知り合いの接骨師にミネラル不足では?と指摘され、サプリメントを摂り始めたところ、治まってきたので安心し始めていたのだが…。

今年の春、水泳中に大ごとになってしまった。バタ足(キック)中、なにか右足に違和感があった。そしてプールから出たとたん、右足指がツリ、それを治そうとしたら、右ふくらはぎがギューッと。ずっと水泳を続けてきて初めてのことで、私はすっかり恐ろしくなってしまった。ここまでミネラルだの漢方薬だの試してきたが、いったい何が悪いの? どうしたらいいの!?

ところで、今夏は仙台も殺人的な暑さに見舞われた。体温より暑いという日々に、私はかつてなく塩分が欲しくなった。味噌汁を濃くし、サラダには塩をたっぷりふりかけ、ご飯には梅干し。お団子より塩せんべいが美味(うま)いとは、人生初の経験だった。

そして、そのような食生活を続けていたら、何をしようがずっと続いていたあの足指の今にもツりそうなモヤモヤが、霧消したではないか。

なんということだろう、私は塩不足だったのか!? 我ながらあっけにとられた。ミネラルではなく、単なる、純粋な、塩!?

塩分への悪評だらけの情報にさらされ、すべて薄味。そのうえ、私は果物が大好きで、食べない日はない。果物に含まれるカリウム(ナトリウム)は、塩分を体から追い出していく。またまたそのうえ、水も多く飲む——こんな毎日では、そりゃあ、塩分不足にもなるわ…とやっと気がついたのである。

地球の生物にとって、塩は水と同じくらい大切なものなのだ。溢れかえる健康情報をうのみにせず、我が身に尋ねながら、日々加減していく。その調整こそが健康の礎(いしずえ)なのだろうと猛反省のこの頃である。

片面カラーチラシがA4 500枚 安い! 6,650円から(7,182円(消費税・運賃・代引き手数料込み)) 週1回限定 最短48時間
毎週水曜日お昼締切り → 翌々日金曜日午前中納品
※最短48時間は、東名・関東・新潟の地域のみ
※サイズA4／部数:500部／紙質:マットコート70kg(四六判換算)／完全データ入稿の場合です。その他ソフトウェアについてはお問い合せ下さい。
※レイアウト作業が必要な場合は別途料金が発生します。また、折り加工や1,500部を超え部数の価格につきましては、お問い合わせください。

～A4 ／マットコート70kg使用

部数	片面カラー価格	両面カラー価格
500部	¥6,650円(税込7,182円)	¥8,380円(税込9,050円)
1,000部	¥7,430円(税込8,024円)	¥9,330円(税込10,076円)
1,500部	¥9,330円(税込10,076円)	¥11,900円(税込12,852円)

～A3 ／マットコート70kg使用

部数	片面カラー価格	両面カラー価格
500部	¥10,480円(税込11,318円)	¥13,140円(税込14,191円)
1,000部	¥11,330円(税込12,236円)	¥14,290円(税込15,433円)
1,500部	¥14,100円(税込15,228円)	¥17,620円(税込19,030円)

平成30年1月1日現在の価格です。
電話でのお問い合わせは ☎024-594-2170 担当／遠藤真也 data@p-minpo.co.jp
株式会社 民報印刷 http://www.p-minpo.co.jp
〒960-2154 福島県福島市佐倉下字二本榎前10-7
Tel.024-594-2170 Fax.024-594-2158

Clean Communication Green
http://www.taiyo-bldg.jp/
この環境を守らなくては・・・
ビルの総合管理から廃棄物処理まで

この環境を守らなくては・・・
大洋ビル管理株式会社
■東京支店 〒171-0014 東京都豊島区池袋二丁目43-3 田村ビル3階 TEL 03-5944-8464 FAX 03-5944-8775
■本社 〒010-0923 秋田市旭北錦町1-14 TEL 018-865-0601 FAX 018-865-0612
■仙台支店 〒982-0802 宮城県仙台市太白区八木山東1丁目16-1 TEL 022-398-8151 FAX 022-398-8152